

2015年5月15日

民法改正実現へ、憲法にのっとった公平・公正な判断を求めます

新日本婦人の会
会長 笠井貴美代

日頃のご活躍に敬意を申し上げます。

新日本婦人の会は1962年の創立以来、核兵器廃絶、憲法改悪反対、生活向上、女性の権利、子どものしあわせ、世界の女性との連帯などをかかげて運動している女性団体です。国連経済社会理事会の特別協議資格をもつNGOとして、毎年、国連女性の地位委員会や女性差別撤廃委員会に参加し、世界の到達を国内に知らせ活かす活動もおこなっています。

私たちは、いまだに残る夫婦同一氏、男女で異なる結婚最低年齢、女性にのみ課せられる再婚禁止期間などの民法上の規定は、戦前の制度をひきついだものであり現行憲法とは相いれないとの立場から、これらの規定を廃止する民法改正を求め、選択的夫婦別姓制度緊急アンケートを行なって結果を政府に届けたり、全国から署名を集め国会に提出するなど行動してきました。このほど、夫婦同一氏の強制と再婚禁止期間は憲法違反であると訴えた2つの訴訟の審理を大法廷に回付するとして最高裁判所の決定を、民法改正実現への道を開くものとして歓迎しております。

最高裁での審理にあたり、ぜひ当事者の声をきいていただきたく、4月2日～5月7日にかけて、当会が発行する週刊の機関紙「新婦人しんぶん」で意見を募集しました。32人から意見が寄せられ、うち31人が選択的夫婦別姓制度の実現を強く求め、11人があわせて再婚禁止期間の廃止を求めています。大半が自身の姓を名乗り続けるために通称使用や事実婚を行ない、そのことによる不利益や不都合を経験しており、選択の自由が認められることを切実に望んでいます。通称使用は社会的認知が進んでいるとはいえ、正式文書への署名や、ハローワークや銀行、病院などでは戸籍名でなければならず、「私の人権がおびやかされていると思う」との声や、事実婚を選択した夫婦は出産・育児に伴う手続きや子どもの相続権のことを考えて一度婚姻届を出し、再び離婚届を出して別姓を維持など、精神的・物理的に大きな負担を強いられています。夫の姓を選択した女性は「自分の人生がなくなったかのような喪失感や、実家の両親との断絶感」を感じたと述べています。寄せられた32人の意見は別紙に全文を掲載しております。お読みいただくと幸いです。

今年は日本にとって女性の参政権獲得70年、女性差別撤廃条約批准30年です。来年2月には、国連女性差別撤廃委員会による日本報告の審議が予定されています。日本は条約批准以降、一貫して同委員会から民法改正を勧告されており、条約締約国の義務としても直ちに実行すべき課題と考えます。大法廷の判断が民法改正の実現につながるものとなるよう、以下、要請いたします。

- 1、夫婦同一氏の規定及び女性の再婚禁止期間に関する2つの訴訟について、原告の主張を認め、民法の規定は憲法違反であるとの判断を下してください。
- 1、立法府に対し、大法廷の違憲判断を受けてただちに法改正の作業を開始するよう促す司法判断を求めます。